

## 有機加工食品の日本農林規格

制 定	平成12年 1月20日農林水産省告示第 60号
一部改正	平成15年11月18日農林水産省告示第1885号
全部改正	平成17年10月27日農林水産省告示第1606号
一部改正	平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
一部改正	平成18年10月27日農林水産省告示第1464号

## (目的)

第1条 この規格は、有機加工食品の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。

## (有機加工食品の生産の原則)

第2条 有機加工食品は、原材料である有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）第3条に規定する有機農産物（以下「有機農産物」という。）及び有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）第3条に規定する有機畜産物（以下「有機畜産物」という。）の有する特性を製造又は加工の過程において保持することを旨とし、物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用い、化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避けることを基本として、生産することとする。

## (定義)

第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

用語	定義
有機加工食品	次条の基準に従い生産された加工食品であって、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物（有機農産物を除く。）、畜産物、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機畜産物加工食品	有機加工食品のうち、原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占める農産物、畜産物（有機畜産物を除く。）、水産物及びこれらの加工品並びに食品添加物（加工助剤を除く。）の重量の割合が5%以下であるものをいう。
有機農畜産物加工食品	有機加工食品のうち、有機農産物加工食品及び有機畜産物加工食品以外のものをいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
転換期間中有機農産物	有機農産物の日本農林規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(2)に規定する転換期間中のほ場において生産された農産物をいう。

## (生産の方法についての基準)

第4条 有機加工食品の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事項	基 準
原材料（加工助剤を含む。）	<p>次に掲げるものに限り使用することができる。</p> <p>1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機加工食品を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあってはこの限りでない。</p> <p>(1) 有機農産物</p> <p>(2) 有機加工食品</p>

	<p>(3) 有機畜産物</p> <p>2 1以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。</p> <p>(1) 原材料として使用した有機農産物及び有機畜産物と同一の種類の農畜産物</p> <p>(2) 放射線照射が行われたもの</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの</p> <p>3 水産物（放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>4 農畜水産物の加工品（1に掲げるもの((2)に掲げるものに限る。)、原材料として使用した有機加工食品と同一の種類の加工食品、放射線照射が行われたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）</p> <p>5 食塩</p> <p>6 水</p> <p>7 別表1の食品添加物（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。以下同じ。）</p>
原材料の使用割合	原材料（食塩、水及び加工助剤を除く。）の重量に占めるこの表原材料（加工助剤を含む。）の項基準の欄2、3、4及び7（加工助剤を除く。）に掲げるものの重量の割合が5%以下であること。
製造、加工、包装、保管その他の工程に係る管理	<p>1 製造又は加工は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によることとし、食品添加物を使用する場合は、必要最小限度とすること。</p> <p>2 原材料として使用される有機農産物、有機加工食品及び有機畜産物は、他の農畜産物又はその加工食品が混入しないように管理を行うこと。</p> <p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤（組換えDNA技術を用いて製造されたものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4 有害動植物の防除、食品の保存又は衛生の目的での放射線照射を行わないこと。</p> <p>5 この表原材料（加工助剤を含む。）の項の基準及びこの項1から4までに掲げる基準に従い製造され、又は加工された食品が農薬、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないように管理を行うこと。</p>

（有機加工食品の名称及び原材料名の表示）

第5条 有機加工食品の名称の表示及び原材料名の表示は、次に規定する方法により行うものとする。

区分	基 準
名称の表示	<p>1 次の例のいずれかにより記載すること。</p> <p>(1) 「有機○○」又は「○○(有機)」</p> <p>(2) 「オーガニック○○」又は「○○(オーガニック)」</p> <p>(注)「○○」には、当該加工食品の一般的な名称を記載すること。ただし、有機農畜産物加工食品のうち、「○○」に記載する一般的な名称が有機農産物加工食品の一般的な名称と同一となるものについては、別に農林水産大臣が定めるところによる。</p> <p>2 1の基準にかかわらず、転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の例のいずれかにより記載する名称の前又は後に「転換期間中」と記載すること。</p>
原材料名の表示	1 使用した原材料のうち、有機農産物（転換期間中有機農産物を除く。）、有機加工食品（転換期間中有機農産物を原材料としたものを除く。）又

は有機畜産物にあっては、その一般的な名称に「有機」等の文字を記載すること。

2 転換期間中有機農産物又はこれを製造若しくは加工したものを原材料として使用したものにあっては、1の基準により記載する原材料名の前又は後に「転換期間中」と記載すること。

別表1

食品添加物	基 準
クエン酸	pH調整剤として使用するもの又は野菜の加工品若しくは果実の加工品に使用する場合に限ること。
クエン酸ナトリウム	ソーセージ、卵白の低温殺菌又は乳製品に使用する場合に限ること。
D L-リンゴ酸 乳酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。 野菜の加工品に使用する場合、ソーセージのケーシングに使用する場合、凝固剤として乳製品に使用する場合又はpH調整剤としてチーズの塩漬に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
L-アスコルビン酸ナトリウム	食肉の加工品に使用する場合に限ること。
タンニン	ろ過助剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
硫酸	pH調整剤として砂糖類の製造における抽出水のpH調整に使用する場合に限ること。
炭酸ナトリウム及び炭酸水素ナトリウム	菓子類、砂糖類、豆類の調製品、めん・パン類又は中和剤として乳製品に使用する場合に限ること。
炭酸カリウム	果実の加工品の乾燥に使用する場合又は穀類の加工品、豆類の調製品、めん・パン類若しくは菓子類に使用する場合に限ること。
炭酸カルシウム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するもの（着色料としての使用は除く。）又は凝固剤としてチーズ製造に使用するものに限ること。 農産物の加工品に使用する場合に限ること。
炭酸アンモニウム及び炭酸水素アンモニウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
炭酸マグネシウム	野菜の加工品、果実の加工品、食肉の加工品、調味料又はスープに使用する場合に限ること。
塩化カリウム	農産物の加工品の凝固剤及びチーズ製造の凝固剤として使用する場合又は食用油脂、野菜の加工品、果実の加工品、豆類の調製品、乳製品若しくは食肉の加工品に使用する場合に限ること。
塩化カルシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
粗製海水塩化マグネシウム	農産物の加工品の凝固剤として使用する場合又は豆類の調製品に使用する場合に限ること。
水酸化ナトリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合又は穀類の加工品に使用する場合に限ること。
水酸化カリウム	pH調整剤として砂糖類の加工に使用する場合に限ること。
水酸化カルシウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
D L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
L-酒石酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
D L-酒石酸ナト	菓子類に使用する場合に限ること。

リウム	
L-酒石酸ナトリウム	菓子類に使用する場合に限ること。
DL-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
L-酒石酸水素カリウム	穀類の加工品又は菓子類に使用する場合に限ること。
リン酸二水素カルシウム	膨張剤として粉類に使用する場合に限ること。
硫酸カルシウム	凝固剤として使用する場合又は菓子類、豆類の調製品若しくはパン酵母に使用する場合に限ること。
アルギン酸	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
アルギン酸ナトリウム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カラギナン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
カロブビーンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は食肉の加工品に使用するものに限ること。
グアーガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、缶詰肉又は卵製品に使用するものに限ること。
トラガントガム	乳製品、食用油脂又は菓子類に使用する場合に限ること。
アラビアガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
キサンタンガム	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品又は菓子類に使用するものに限ること。
カラヤガム	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カゼイン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ゼラチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品に使用するものに限ること。
ペクチン	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
エタノール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
ミックストコフェロール	畜産物の加工品に使用する場合にあっては、食肉の加工品に使用するものに限ること。
酵素処理レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
酵素分解レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
植物レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
卵黄レシチン	漂白処理又は有機溶媒処理をせずに得られたものに限り、かつ、畜産物の加工品に使用する場合にあっては、乳製品、乳由来の幼児食品、油脂製品又はマヨネーズに使用するものに限ること。
タルク	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ベントナイト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カオリン	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ケイソウ土	農産物の加工品に使用する場合に限ること。

パーライト	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
二酸化珪素	ゲル又はコロイド溶液として、農産物の加工品に使用する場合に限ること。
活性炭	農産物の加工品に使用する場合に限ること。
ミツロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
カルナウバロウ	分離剤として農産物の加工品に使用する場合に限ること。
木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものから化学的な方法によらずに製造されたものであって、伝統的な製法によるチーズ若しくはこんにゃくに使用する場合又は山菜類のあく抜きに使用する場合に限ること。
香料	化学的に合成されたものでないこと。
窒素	
酸素	
二酸化炭素	
酵素	
一般飲食物添加物	
次亜塩素酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸ナトリウム	食肉の加工品に用いる動物の腸の消毒用又は卵の洗浄用に限ること。

別表2

薬 剂	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
植物油及び動物油	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ゼラチン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カゼイン	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
こうじかび菌由來の発酵産物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シイタケ菌糸体抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
クロレラ抽出物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
キチン	天然物質由來のものに限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ミツロウ	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸塩鉱物	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ケイソウ土	
ベントナイト	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
珪酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重曹	
二酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	捕虫器に使用すること。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限り、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
食用に用いられる植物の抽出物	化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用しない場合に限ること。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

附 則  
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日から起算して 3 月を経過した日までに行われる有機農産物加工食品の格付については、この告示による改正前の有機農産物加工食品の日本農林規格の規定の例によることができる。

附 則 (平成 18 年 2 月 28 日農林水産省告示第 210 号) 抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 10 月 27 日農林水産省告示第 1464 号) 抄  
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日から起算して 1 年を経過した日までに行われる有機加工食品の格付については、この告示による改正前の有機加工食品の日本農林規格の規定の例によることができる。